

高裁なごや vol. 28

平成27年度「法の日」週間広報行事

毎年10月1日から7日までの「法の日」週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では、さまざまな行事を開催しています。

名古屋高等裁判所では、次の行事を開催しました。

1 裁判所、検察庁、弁護士会合同企画

「司法を知ろう！」見学ツアー開催報告

10月8日(木)の午後、裁判所・検察庁・弁護士会の共催で、検察庁→裁判所→弁護士会の順番でそれぞれの施設を見学していただくツアーを開催しました。ここでは、裁判所のツアーの様子をご紹介します。

まずは、参加者の皆様を、名古屋の裁判所で最も大きな法廷にご案内して、職員から、裁判所や裁判の仕組みと法廷についての説明を行いました。次に、現役の裁判官から、裁判官のお仕事についてお話をしました。裁判官というと、テレビのニュース番組などで映る、「気難しい顔」をして席に座っているイメージをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし実際は、柔らかい表情で、ときにユーモアを交えながら分かりやすくお話しする裁判官の姿に、参加者の皆様には、裁判官への興味と親しみをお持ちいただけたかと思います。参加者の皆様には、法廷内で裁判官が着る黒い服(法服)を着ていただいたり、裁判官の席がある法壇に上がっていただいたりもしました。

その後、裁判員裁判で使用される法廷を見学していただきました。裁判員裁判で使用される法廷には、モニターやタッチパネルなどのIT機器も導入して、裁判員の方々に分かりやすく裁判をご覧いただくための工夫が凝らされています。参加者の皆様には、各種機器の操作実演などを行って、それらを実際にご覧いただきました。また、参加者の皆様が、もし裁判員に選ばれた場合に、裁判官と一緒に評議を行う部屋などもご覧いただきました。



(裁判官による説明の様子)

【参加された方の声】

- 初めて法廷を見せてもらいました。テレビの世界でしたが、身近になりました。
- 評議室が見られたことが印象深かったです。法律に基づいて人の人生を左右する責任の重い立場にあることを実感しました。
- なかなか見学できない場所を、説明も受けつつ拝見できたので、とてもよかったです。
- 裁判所等に興味があり、見学ツアーに参加したのですが、実際に検察庁や裁判所、弁護士会で働いている方々のお話が聞けて、より志望度が高まりました。
- 知らないことをいろいろ教えていただき、勉強になりました。
- 貴重な体験ができて楽しかったです。

2 名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

「成年後見制度って何だろう？」開催報告

10月20日(火)の午後、名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所との合同で、家庭裁判所の役割や、社会的に注目されている成年後見制度について知っていただくための企画を開催しました。

成年後見制度とは、認知症等によって、ものごとを判断する能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

まず、家庭裁判所で成年後見等を担当している職員が、制度の説明を行いました。参加者の皆様には、認知症の親のいる男性が、成年後見制度を利用する様子を描いた手続説明用ドラマもご覧いただきました。

次に、裁判官も交えて、質疑応答を行いました。参加者の皆様からは、積極的に質問をしていただきました。

制度の説明と質疑応答の後は、参加者の皆様に家庭裁判所の建物の中を見学していただきました。ご覧いただいたのは、裁判に使用する法廷、少年事件の審判の際に使用する少年審判廷、家庭裁判所調査官が調査等で使用する科学調査室です。それぞれの施設内でも、職員が説明を行いました。少年審判廷、科学調査室は、普段は公開されていない施設ですので、参加者の皆様には貴重な経験をしていただけたことと思います。



(職員による説明の様子)

【参加された方の声】

- 成年後見制度の仕組みを広く知るきっかけになりよかったです。参加者の方々が成年後見制度に対し疑問に思っていることを同じ場で聞いてよかったです。
- 成年後見制度をいずれ利用しないといけないので、またこのような機会があれば、参加したいです。
- 普段見られない場所を見せていただいたり、裁判官の席に座らせていただいたり、貴重な経験をさせていただきました。
- 法廷の中まで入れて、(裁判官の)椅子に座ることができると思わず、すごうれしかったです。
- 裁判所というとかたいイメージがありますが、見学で公開することにより、身近に感じることができ、こういった行事は続けていってほしいと思います。